

議案第13号

三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例

三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年三朝町条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前までに、学校医等が公務上負傷し、疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合（施行日前までの公務上の負傷又は疾病により施行日以後に障がいの状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償（年金たる補償を除く）については、この条例による廃止前の三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、なお効力を有する。

